

(b)

I-0071

丙

施行

昭和廿年三月廿日

日

案起 昭和 年 月 日

主任

管理局長 事務官

課長

案

局長

朝鮮學務局長 文叔局長 航空局長

字彙課前強化字彙課之件

標記、件、訂之別紙、通函議決定相成候處今

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	昭 和 年 月 日	管 理 局 第 一 號
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

規格 B5

I-0071

日	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

般
 文
 部
 省
 へ
 送
 付
 候
 御
 意
 奉
 達
 候
 事
 別
 紙
 同
 封
 候
 事
 御
 意
 奉
 達
 候
 事

I-0071

第一 方針

昭和二十年度學童集團疎開繼續ニ關シテハ本年一月十二日閣議決定ヲ
經タル處其ノ後ノ戰局ノ推移ニ鑑ミ左ノ要領ニ依リ學童疎開ノ徹底強
化ヲ圖ルモノトス

第二 要領

- 一 現下ノ戰局ニ鑑ミ防空防衛上ノ見地ヨリ學童ノ疎開ヲ必要トスル地
域及疎開受人ニ適當ナル地域ニ關シ關係各省協議ノ上基本計畫ヲ樹
立スルモノトス
- 二 學童疎開ヲ實施スル地域ヲ甲地域及乙地域ニ別テ甲地域ニ於テハ徹
底的ナル疎開ヲ實施セシムルコトトシ乙地域ニ於テハ概テ不在行ヒ
ツツアル程度ノ疎開ヲ實施セシムルモノトス
- 三 甲地域ニ於ケル初等科第三學年乃至第六學年兒童ハ極力縁故疎開ヲ
爲サシメ之ヲ爲シ得ザルモノニ付テハ集團疎開ノ方法ニ依リ全員ヲ

疎開セシムルモノトス

- 四 甲地域ニ於ケル初等科第一學年及第二學年兒童ハ強力ナル勸奨ニ依
リ縁故疎開ヲ實施セシムルモノトス縁故疎開ヲ爲シ得ザルモノニ對
シテハ學校ニ於ケル授業ハ之ヲ行ハザルモノ實情ニ應ジ適當ナル方法
ニ於テ訓育ヲ主トスル教育ヲ繼續スル方途ヲ講ズルモノトス但シ保
護者ノ甲出アリ且當該都府縣ニ於テ適當ト認メタルトキハ集團疎開
ヲ爲サシメ得ルモノトス
- 五 甲地域ニ於ケル高等科兒童ニ付テハ可及的縁故疎開ヲ爲サシムルコ
トトシ之ヲ爲シ得ザルモノニ付テハ男子兒童ハ農業増産其ノ他ニ勤
勞勤員スルモノトシ女子兒童ハ實情ニ應ジ適當ナル場所ニ於テ輕度
ノ勤勞ニ服セシムルモノトス
- 六 甲地域ニ於ケル國民學校ノ校舍ハ事務室等所要ノ一部ヲ除キ部隊ノ
駐在其ノ他緊急ナル用途ニ轉用スルモノトス
- 七 甲地域及乙地域ハ關係各省ト協議ノ上文部大臣之ヲ指定シ其ノ範圍
ハ實情ニ即シ逐次之ヲ擴張スルモノトス尙疎開受人地域ニ付テハ集團疎

開ノ場合ハ勿論縁故疎開ノ場合ニ於テモ關係各省ト協議ノ上文部大臣ニ於テ大体ノ範圍ヲ指示スルモノトス

ハ集團疎開學童ハ地方ノ實情ニ即シ農耕作業、家畜ノ飼育、薪炭ノ生産等ヲ爲サシメ食糧、燃料其ノ他生活必需物資ノ自給ニ資セシムルモノトス

九疎開學童受入府縣ヲシテ集團疎開學童ニ對スル教育養護ノ協カヲ一層徹底セシムルト共ニ縁故疎開學童ニ對スル受入施設ニ付テモ亦之ヲ整備セシムル措置ヲ講スルモノトス

十、本要綱實施ニ伴ヒ別途必要ナル豫算的措置ヲ講スルモノトス

備 考

(一) 現在ノ集團疎開受入地ニシテ防空防衛上不適當ト認ムルニ到リタルモノアルトキハ之ガ再疎開ヲ實施スルモノトス

(二) 空襲等敵ノ行爲ニ因ル罹災學童ニシテ集團疎開ニ該當スルモノアルトキハ其ノ保護者ノ申出ニ依リ其ノ學童ノ在學スル國民學校ノ

集團疎開ニ急速ニ參加セシムルモノトス但シ縁故疎開ヲ希望スルモノニ對シテハ極力之ガ便宜ヲ圖ルモノトス

(三) 本年一月十二日ノ閣議決定ニ於テハ學童疎開實施期間ハ之ヲ昭和二十一年三月迄延長スルコトトナリ居ルモ戰局ノ推移ニ依リテハ更ニ之ヲ延長スルモノトス